

処 分 基 準

B - u - 3
平成29年2月10日作成

法 令 名 :	探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第15条第2項
処 分 の 概 要 :	探偵業の廃止命令
原権者(委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	
処 分 基 準 :	<p>法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合(法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)には、営業の廃止を命ずることとする。</p>
問 い 合 わ せ 先 :	愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備 考 :	